

福岡市宅地防災対策助成金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市宅地防災対策助成金（以下「助成金」という。）の交付に関しては、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）の定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、危険な擁壁や崖に対し、宅地災害の防止のための工事に要する費用の一部を助成することにより、宅地の安全性を確保し、安全で災害に強いまちづくりを進めることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 崖 地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。
- (2) 崖地 崖を有する土地をいう。
- (3) 崖崩れ 崖における土砂の流出又は崩壊をいう。
- (4) 所有者等 崖地の所有者、占有者若しくは管理者又は崖地に隣接する土地の所有者、占有者若しくは管理者をいう。
- (5) 補強工事 所有者等が行う既存の擁壁の強度を高め、機能回復若しくは機能向上を図る工事又は既存の擁壁が存しない崖（以下「自然崖」という。）の崩壊対策工事をいう。
- (6) 補修工事 所有者等が行う既存の擁壁の変状の進行を防止若しくは変状が生じる前の状態程度まで機能回復を図る工事又は自然崖における崖面の保護工事をいう。
- (7) 防災工事 所有者等が崖崩れの防止を目的として行う建築基準法（昭和25年法律第201号）、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という。）又は都市計画法（昭和43年法律第100号）に定める基準に適合する擁壁（高さが2メートルを超えるものに限る。）を築造する工事をいう。
- (8) 減災工事 補強工事及び補修工事をいう。
- (9) 崖の高さ 崖の下端（崖の下部が地盤面と接する部分）から上端までの垂直距離とし、防災工事又は減災工事を実施する前のものをいう。

- (10) 影響範囲 崖の下端からの水平距離が崖の高さの2倍以内又は崖の上端からの水平距離が崖の高さと同じとなる範囲をいう。
- (11) 公共施設 本市が管理する道路、河川その他の公共の用に供する施設をいう。
- (12) 私道 建築基準法第42条第1項に規定する道路（同項第1号に該当するものは除く。）及び同条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされた道で、通常一般の通行の用に供しているもののうち、本市が管理しないものをいう。
- (13) 市内事業者 市内に事業所を有する者をいう。

（助成対象事業）

第4条 助成金を交付する対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次の各号のすべてに該当する助成対象地で行う防災工事又は減災工事とする。

- (1) 崖の高さが2メートルを超える崖地
- (2) 影響範囲に建築物、公共施設又は私道が存する崖地
- 2 助成対象地に既存擁壁が存する場合、築造後20年を経過していること又は一定の変状があると判断されたものであること。
- 3 原則として、防災工事又は減災工事の完了後に土地利用が図れる平坦地の広さが工事着手前と同規模であること。

（助成対象地の除外）

第5条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、助成対象地から除く。

- (1) 営利を目的とする不動産事業の用に供する崖地
- (2) 盛土規制法第20条第1項から第3項までの規定又は同法第39条第1項から第3項までの規定による監督処分を受けている崖地
- (3) 盛土規制法第22条第2項若しくは第41条第2項の規定による勧告又は同法第23条若しくは第42条の規定による改善命令を受けている崖地
- (4) 建築基準法第9条第1項の規定による命令を受けている崖地
- (5) 都市計画法第81条第1項の規定による監督処分を受けている崖地
- (6) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第8条第1項の規定による監督処分を受けている崖地
- (7) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第21条第1項の規定による監督処分を受けている崖地
- (8) 法令、条例、規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反していると認められる崖地

- (9) 過去にこの要綱に基づく助成金又はその他の補助金を受け、防災工事又は減災工事を行った崖地

(助成対象経費)

第6条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業の実施に要する経費のうち、次の各号に定めるものとする。

- (1) 防災工事又は減災工事に要する経費
 - (2) 既存擁壁の撤去工事及び付帯工事に要する経費
 - (3) 前号に定めるもののほか、市長が必要と認める経費
- 2 防災工事により築造される擁壁の高さが現況の崖の高さを超える場合の助成対象経費は、現況の崖の高さまでの擁壁を築造した場合に相当する経費とする。
- 3 助成金の交付対象となる防災工事又は減災工事は市内事業者が発注するものでなければならない。

(助成金の額)

第7条 助成金の額は、助成対象経費（消費税及び地方消費税の額を含む。）に3分の1を乗じて得た額（千円未満切り捨て）と、別表で定める金額のいずれか少ない額とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。

(助成対象者)

- 第8条 この要綱に基づき、助成金の交付の対象となる者（以下、「助成対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす所有者等とし、公募により募集する。
- (1) 個人又は営利を目的としない法人であること
 - (2) 本市の市税を滞納していないこと
- 2 助成対象者が助成対象地の占有者若しくは管理者又は崖地に隣接する土地の所有者、占有者若しくは管理者の場合は、当該助成対象地の所有者から防災工事又は減災工事の施工、その後の維持管理、助成金の受領について同意を得ていること。
- 3 助成対象地を複数の個人又は法人が所有している場合は、当該土地の所有者の中から選任された代表者による申請とし、申請、工事の施工及び助成金の受領について、代表者を除く所有者全員の同意を得ていること
- 4 前項にかかわらず、助成対象地が建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に規定する建物の敷地の場合は、申請、工事の施工及び助成金の受領について、同法第39条第1項に規定する決議を経ていること。なお、この場合は、同法に規定する管理者を助成対象者とする。

(暴力団の排除)

第9条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、助成金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの

(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、助成対象者が前項各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、助成金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は助成対象者に対し、当該申請者又は当該助成対象者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日等の個人情報の提出を求めることができる。

(助成金の交付申請)

第10条 申請者は、助成金交付申請書兼誓約書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 工事計画図面（位置図、地形図（現況図）、造成計画平面図、造成計画断面図、排水施設計画平面図、擁壁等の構造図、擁壁等の展開図）

(2) 現況写真

(3) 公図の写し

(4) 助成対象地の土地登記事項証明書の写し

(5) 建築基準法第6条第1項に規定する確認又は宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項若しくは第35条第1項に規定する許可若しくは都市計画法第29条第1項、第2項若しくは第35条の2第1項本文に規定する許可を受けるものにおいては確認済証又は許可証の写し

(6) 助成対象経費が確認できる書類（見積書の写し等）

(7) 第8条第2項に規定する助成対象地の占有者等若しくは助成対象地の隣接土地所有者等が申請する場合又は同条第3項に規定する代表者が申請する場合は土地所有権者の施行同意届出書（様式第2号）

(8) 第8条第4号に規定する決議を経たことが分かる議事録の写し

(9) この要綱に基づく助成金の手続きについて第三者に委任を行う場合は委任状

(10) その他市長が必要と認める書類

- 2 申請者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該助成金に係る仕入れに係る消費税相当額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該助成金の仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

（助成金の交付決定）

- 第 11 条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、交付又は不交付を決定しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により、交付を決定したときは、助成金交付決定通知書（様式第 3 号）により、不交付を決定したときは、助成金不交付決定通知書（様式第 4 号）により、申請者へ通知するものとする。
- 3 市長は第 1 項の規定により交付を決定する場合において必要があるときは、助成金の交付について条件を付することができる。
- 4 申請者は、助成金の交付決定の通知を受けたのち、当該助成対象事業に着手しなければならない。

（助成金の交付申請の取下げ）

- 第 12 条 助成対象者は、前条の規定により助成金交付決定を受けたのち、当該助成対象事業を中止又は廃止する場合においては、速やかに助成金交付申請取下届（様式第 5 号）により、市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による届け出があったときは、当該助成対象事業に係る助成金の交付の決定を取り消すものとする。

（助成対象事業の変更）

- 第 13 条 助成対象者は、助成対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）するときは、速やかに助成金交付決定変更申請書（様式第 6 号）により市長に申請しなければならない。
- 2 前 2 条の規定は、前項の場合に準用する。
- 3 第 1 項中の軽微な変更は、次に掲げるものとする。
- （1）助成金の額の変更を伴わないものであり、かつ、助成対象事業の目的に変更がなく、工事の内容について大幅な変更を伴わないもの
- （2）工程の大幅な変更を伴わないもの

- 4 前項に規定する軽微な変更を行うときは、変更届（様式第7号）により市長に届け出なければならない。

（完了実績報告）

第14条 助成対象者は、助成対象事業が完了したときは、完了実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、当該年度の2月末日又は事業完了後15日以内のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

- （1）助成対象事業に係る契約書の写し
- （2）助成対象経費の支払いが確認できる書類（領収書の写し等）
- （3）工事の施工前後の状況が分かる写真
- （4）その他市長が必要と認める書類

2 第10条第2項ただし書きに基づき交付の申請をした助成対象者は、前項に定める実績報告書を提出するに当たって、本助成金の仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを助成額から減額して報告しなければならない。

3 第10条第2項ただし書きに基づき交付の申請をした助成対象者は、第1項に定める実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減額した額を上回る部分の金額）を消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第9号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（助成金の額の確定）

第15条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、当該報告に係る内容を審査し、助成金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合しているかどうかを確認し、適合していると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（様式第10号）により、助成対象者に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第16条 前条に規定する通知を受けた助成対象者は、速やかに市長に請求書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、助成対象者に助成金を交付するものとする。

(助成金の交付決定の取消し及び返還)

第 17 条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、助成金交付決定取消し通知書（様式第 11 号）により、当該助成対象者へ通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により、助成金の交付決定を受けたとき
- (2) 助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき
- (3) 助成金を助成対象事業以外の用途に使用したとき
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、すでに助成金が交付されているときは、助成金返還命令書（様式第 12 号）により期限を定めてその返還を命じることができる。

(その他)

第 18 条 この要綱に規定するもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、住宅都市みどり局長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

別表（第 7 条関係）

工事種別		助成限度額
防災工事	擁壁工事	300 万円
減災工事	補強工事	
	補修工事	100 万円